

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告示	所管課(室)名
・救急病院の名称の変更	医療政策課
・道路の区域変更	道路維持課
・道路の供用開始(3件)	〃
・公有水面埋立ての竣功認可	港湾課
◎ 公告	
・大規模小売店舗の変更事項届出	経営支援課
・換地処分	農村整備課
・土地改良区の役員の就任	〃
・都市計画の図書の縦覧	都市政策課

告 示

長崎県告示第97号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院から名称等変更の届出があったので、次のように告示する。

令和4年2月22日

長崎県知事 中村 法道

区分	事業所の名称及び所在地	届出者の名称及び所在地	変更年月日
旧	京町内科病院	佐世保市本島町1番20号	令和4年4月1日
新	医療法人アリス会 京町病院	佐世保市常盤町4番15号	

長崎県告示第98号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 499号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市蚊焼町字岳路5051番7地先から 長崎市蚊焼町字岳路5051番2地先まで	前	15.7~23.0	11.8	
	後	16.0~23.0	11.8	

長崎県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 499号	長崎市蚊焼町字岳路5051番7地先から 長崎市蚊焼町字岳路5051番2地先まで	令和4年2月22日

長崎県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 499号	長崎市蚊焼町字岳路5054番地先から 長崎市蚊焼町字岳路655番地先まで	令和4年2月22日

長崎県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 499号	長崎市黒浜町字投上ゲ860番4地先から 長崎市黒浜町字投上ゲ823番1地先まで	令和4年2月22日

長崎県告示第102号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和4年2月22日

肥前大島港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
令和4年2月10日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
長崎県西海市大島町字舞田1527番18の地先
 - (2) 区域
省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面積
875.94平方メートル
- 4 埋立地の用途
港湾施設用地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
平成29年10月31日
長崎県指令29港許第7号
- 6 閲覧場所
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷2222番地
西海市役所

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年2月22日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
S & B 葉山ショッピングプラザ
長崎県長崎市葉山一丁目28番15号
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社馬場家具 代表取締役 馬場 肇
長崎県長崎市葉山一丁目28番15号
西九州スバル株式会社 代表取締役 藤井 謙一
長崎県西彼杵郡時津町日並郷3605番地1
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
有限会社アップヒル 取締役 坂口 雅司
長崎県諫早市小船越町1082番地1
株式会社エレナ 代表取締役 中村 浩
長崎県佐世保市大塔町6番1号
(変更後)

外3者

株式会社コスモネット 代表取締役 三上 明
 京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地
 有限会社まさるフーズ 代表取締役 中村 義昭
 長崎県佐世保市大塔町6番1号

外3者

(4) 変更の年月日

令和4年1月20日 外

2 届出年月日

令和4年1月25日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課、長与町建設産業部産業振興課及び時津町産業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、鯛の鼻地区第2工区（10-7紐差地区）に係る換地処分をした。

令和4年2月22日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区の役員の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、南島原土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和4年2月22日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
志 岐 好 春	南島原市西有家町龍石5070番地63
酒 井 光 則	南島原市加津佐町丙3215番地
吉 岡 博 幸	南島原市深江町丙1322番地
木 下 勝 徳	南島原市加津佐町甲793番地
本 多 新 一	南島原市南有馬町丁233番地
福 田 一 三	南島原市加津佐町乙4073番地
高 柳 善 幸	南島原市深江町丙104番地

薄 田 俊 介	南島原市深江町丙1008番地
兵 藤 幸 徳	南島原市布津町丙751番地 1
田 出 静 夫	南島原市有家町大苑1115番地 2
末 吉 秀 明	南島原市有家町原尾2704番地
池 田 庄 治	南島原市西有家町見岳1133番地
馬 場 大 十	南島原市北有馬町乙2154番地
永 池 充 宏	南島原市北有馬町乙3223番地
山 田 始	南島原市南有馬町己2207番地
江 島 敏 彦	南島原市南有馬町丙1540番地
就 任 役 員 監 事	
下 田 康	南島原市深江町乙296番地 1
高 木 和 則	南島原市北有馬町乙1773番地87

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年2月22日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類及び名称
長崎都市計画公園（2・2・201号 駅前公園）（諫早市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト